

会議録

会議の名称	第2回 西東京市農業振興計画推進委員会
開催日時	平成27年8月5日(水) 10時00分から12時15分まで
開催場所	保谷庁舎 別棟B・C会議室
出席者	(委員) 後藤委員長、高木委員、渡部委員、松本委員、村田委員、保谷委員、本橋委員、大谷委員、今安委員、藤波委員 (事務局) 五十嵐課長、阿部主幹、師岡主事
議題	(1) 「農業改革」について (2) 都市農業振興基本法の概要について (3) 「都市農業振興基本法」の制定を見据えた「都市農業特区」の提案について (4) 第2次西東京市農業振興計画における個別事業の展開について (5) 平成27年度 第2次西東京市農業振興計画における検討事項について
会議資料の名称	平成27年度第1回委員会会議録 資料1 「農業改革」改正法案について 資料2 平成27年度 都市農業機能発揮支援事業について 資料3 第2次西東京市農業振興計画における個別事業の展開について 資料4 平成27年度 第2次西東京市農業振興計画における検討事項について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○委員長： 開会前に事務局から発言を求められているので、これを認める。</p> <p>○事務局： 8月1日付の事務局の人事異動について紹介させていただく。産業振興課主幹の阿部俊昭は、農業係長兼務が解任となった。後任の農業係長には永井夏織。農業係主任の三澤政光は、異動となった。</p> <p>○委員長： 本日は北沢委員より、欠席の連絡をいただいている。ただいまより、第2回西東京市農業振興計画推進委員会を開会させていただく。まず、傍聴者の確認をお願いします。</p> <p>○事務局： 1名いる。</p> <p>○委員長 傍聴を許可したいと思うが、これに異議はないか。 (異議なし)</p> <p>○委員長 それでは、傍聴者の入場を許可する。 (傍聴者入場)</p> <p>○委員長： 資料の確認をお願いします。</p>	

○事務局：

(配布資料の確認)

○委員長：

次第にしたがって、議事を進める。最初に、「農業改革」について、事務局より説明を求める。

○事務局：

(資料1の説明)

○委員長：

今回の農業委員会に関する法改正についての附帯決議等も盛り込まれている。全体の概要について、質問があれば受け付けたいが、その前に農業委員会についての簡単な説明をお願いできればと考える。

○事務局：

農業委員会は、法律に基づき設置されている独立した行政機関である。現在は、19名の委員で構成されている。地域の農業者の意見等をまとめ、農業委員として集約すること、農地を適正に管理すること、農業委員会としての意見をとりまとめ、市の農業施策等に向け、連携をしていくことが、大きな3つの目的である。

○委員：

補足説明をさせていただく。農業委員会は、戦後の農地改革の成果である自作農主義を守るため、農地の権利移動に関する法令業務などの公権力の行使や、相続税納税猶予制度適用農地や生産緑地制度適用農地の監視、指導、さらに農家と地域住民及び行政との架け橋的な存在として活動してきた行政委員会である。こうした活動の公平・中立性を担保するため、公選制により地域社会に精通した信頼のおける農業者が地域の信任を得て、農業委員に選出されていたのである。今回の農業委員会の改革では、この公選制を廃止して、長の選任制にする、ということに問題がある。

○委員長：

農業委員会の仕事について質問があれば受け付ける。

○委員：

広い農地で、雑草が繁茂している状況等をよく見かけることがあるが、そのような問題があると思われる農地に対しての対応は、どのように行っているのか。

○事務局：

農地の肥培管理については、農地法や生産緑地法等のルールに沿って管理を行っており、市民等から事務局に連絡が入った際には、各地区の農業委員と連絡を取り合い、対応を行っている。

○委員：

長年荒れたままになっている農地は、どのように扱われているか。

○委員：

農業は、仕事としての特性上、長い期間で状況を見ていく必要がある。家族構造や社会情勢の変化等にも注目した上で、対応しなければいけない。長期間荒れているような農地でなければ、

ある程度長いスパンで見ると必要がある。また、問題がある農地を所有している近隣の農業者に肥培管理等の指導をすとしても、農業者同士のつながりというものもあるので、そのような関係性を踏まえた上で、慎重な対応を取る必要があると日頃から感じている。

○委員：

素人の目線でみると、活用しきれていない農地はもったいないと感じる。

○委員：

外部の農業委員が増えれば、これまで以上に農地の肥培管理についての指摘が増えると思う。

○委員：

今回の法改正では、農業者の収入増が一番の目的というように書かれているが、本当に収入が増えるのかは疑問であると同時に心配である。

○委員長：

今回の制度改正の目的が、農業者の収入の上昇を直接目指したものとは言えないので、なんとも言えない。

○委員：

農業者の所得増にはつながらないと思う。都市部ではない地方において、農業生産法人が参入しやすくなるという法改正だと考えている。農協改革により、単独の農協の活動が、全農を通さないことになれば幅が広がると思う。

○委員：

公選制を選任制に変える利点をあまりよく理解できない。

○委員：

現在の公選制は、仲間の農業者同士の組織のため、対応や指摘が甘くなりがちと指摘されることもある。制度改正により、一律の対応が可能になるという視点はあると思う。

○委員：

所有面積が広い農業者ほど、発言権が強いということはあるのか。

○委員：

そのような権限は一切なく、10アール以上の農地を持っていれば農業委員会の選挙人になる権利を有する。

○委員：

そもそも選挙をしていること自体を知らなかった。また、市長の選任制になると、市長が変わるたびに農業委員が変わるようになってしまうのではないか。

○委員：

市長が選任する場合においても、議会等からの反対意見が強い場合は、選任手続きに時間がかかるということも想定される。

○委員長：

公共性が高い「農地」というものを管理する農業委員会では、中立性と地域からの信頼が必要であるという理由で公選制が取られていたし、行政委員会として組織作られていたのだろうと思

う。ただ、農業委員が農業者及び農業関係者だけで構成され、農業関係者の利害で運営されているという問題について指摘があるが、選任制にすることによって、逆に農業者の意見がどう反映される運営が行われるか、という問題が出てくる。

○委員

現在、200ヘクタール以下の自治体では、農業委員会を設置しなくてもいいとなっている。各自治体の長の判断で設置されているので、将来的には農業委員会は不要である、という議論になっていくのではないかと懸念している。

○委員長：

現時点でさらに質問があれば受け付ける。

○委員：

現在、使われなくなっている農地を、他の農業者が使いたいとなった時に使いやすくなるような制度に持っていこうとしている、という認識でいいのか。

○委員：

結果的にどうなるのかはまだ分からないが、新規に農地を取得しやすくするために、農業委員会の力を弱めようとする流れであるということには変わりないと思う。

○委員：

市民農園のような形態でも、民間の業者が運営するなどというのは、借り上げのような制度になるため、今回の改正でしっかりと企業の参入等についての部分も十分に検討されなければならないと考えている。

○委員長：

今後も、この会議の中で議論を深められればいいのかと考えている。次に、「平成27年度 都市農業機能発揮支援事業」について、事務局より説明を求める。

○事務局：

(資料2の説明)

○委員長：

国の制度については、予算措置がなされるということなのか。

○事務局：

各市において、様々なイベント等が実施される際に、国の方からグッズ提供等の提案を行いたい、という趣旨のものであるので、本件については、特段の金銭的な予算措置が行われるといった類のものではない。今後、本市に対しても、このような提案がなされる可能性がある。

○委員：

作物を栽培するということが、広く農業を振興していくためには大切なことだと考えている。農業の一連の作業を経験する、ということが学習としては最も重要なことだと考えている。国の提案についても、啓発品の提供等だけではなく、農業に直接関わることができるような機会を提供するような仕組みづくりを期待している。

○事務局：

この国の提案は、「都市農業」というものを、広く理解していくための一つのツールであると

捉えている。市民の体験等も重要なことであるが、この国の提案は、その前段階における啓発という要素が強いと考えている。

○委員長：

今回の情報は、国の実施している事業の情報提供である。今後、農業振興計画を修正していく中で取り入れていくことが出来るように、検討していく必要があるかと思う。個人的な意見として、国の事業については、都市農業を営んでいる農業者に対して、農業を行うこと以外の部分でも社会に貢献してもらえよう意識を設ける一つのきっかけとなる要素になることが重要だと思うので、今後の市の取り組みで、活用していければいいと思う。

次に、「第2次西東京市農業振興計画における個別事業の展開」について、事務局より説明を求める。

○事務局：

(資料3の説明)

○委員：

イベントについては、色々な面でPRを行って、その都度で異なった人が参加するような仕組みづくりができればいいと思う。

○事務局：

産業振興課においても、イベントの集客のために、これまで「土曜日」に実施していたイベントを「日曜日」に実施するなど、試行錯誤を行っている。参加市民の居住地等も鑑み、告知方法等にも配慮している。今後、潜在的に興味を持っていただいている方にも、万全な周知を行っていけるように、PRに取り組んでいきたい。

○委員：

他課でも農業に関わるイベントを実施しているようだが、共催等も検討してほしい。また、散策マップ等を活用し、農産物と直接触れ合える体験イベント等も実施してほしい。

○事務局：

平成24年度より産業振興課で取り組んだ「都市と農業が共生するまちづくり事業」において作成した「農とのふれあい散歩道マップ」では、田無駅南部エリアに多く存在している市内の「苗木」の圃場を紹介しており、平成25年度に市で実施したイベントで活用したこともある。市内の圃場を回るルートや、はなバスとの連携マップ等も作成している。今後も、積極的な連携を図っていきたい。

○委員：

国の補助金である「農のある暮らしづくり交付金」については、外部からの補助金であるために予算が削られる可能性もあると思う。同様の業務を継続していくためには、今後も同水準の予算を継続していく必要がある。市においても予算の確保というところに難しさはあると思うが、ハード面だけではない、「人」同士のつながりを大事にしてもらいたいと考えているので、産業振興課としてだけでなく、自治体として、「予算」という部分は今後も引き続き対応できるような仕組みを保ってもらいたいと考えている。

○事務局：

農業については上記補助金を活用しているが、担当課としても農業は市の一つの「基幹産業である」と位置付けている。様々な部分に、農業という産業の要素が組み込まれることが望ましいと考えているので、今後も市の担当部署として業務にあたりたい。

○委員：

援農ボランティアは専門の研修を受講する必要があるとのことだが、体験農園を5年程度経験している人は、援農ボランティアにおいてかなり戦力になると思うが活用はできないのか。また、女性農業者の育成という部分はどのような流れが想定されるか。

○事務局：

援農ボランティアについては、東京都の制度である「東京の青空塾」の講座を活用しており、それと併せて市内農業者宅での実技を行い、修了した方を「援農ボランティア」として位置付けている。女性農業者という部分については、女性という視点で実際に農業を経営していく中で活躍できる場所や機会等について、ヒアリングしてきた。今後、意見をまとめ広くアナウンスをしていくということが、市の活動として望まれるところだと考えている。

○委員：

他の地域のJA女性部では、その産地のものを生かした販売活動等を行っているようだが、西東京市ではどうか。

○委員：

女性部では、市民まつり等で活動を行っているが、農産物を直接販売するという事はやっていない。

○委員：

西東京市の昔の歴史等を踏まえた上で、特色を生かした事業をJAの中でも実施していったらいいと思う。

○委員：

市の事業と連携したり、市内の農産物を使用した料理教室等を実施することで、女性部としてもPR活動をしていく必要があると思う。

○委員：

現在、大豆から自分で加工している味噌を作っている。市内の小学校の栄養士から、給食に活用したいと話があり、授業のカリキュラムとも連携してほしいと依頼がある。ただ、学校の体制として担当が変わると突然終了してしまうという場合もあり、そういった事情があると継続していくという事が難しいと思う。もちろん学校だけに限ったことではないが、関係を継続して行けるような仕組みがあるといいのではないかと思う。

○委員：

他の地区では、農業者が農業に関する講師として登録され、学校の授業等で連携が図られていることもある。西東京市にも、大勢のやる気のある方が埋もれていると思うので、学校の総合学習の時間等を利用して、ボランティアや講師等に活躍してもらえるような制度が作られるといいと思う。

○事務局：

市の教育基本計画においても、農業はテーマの一つとなっているが、教育に関するところは教育委員会の管轄となっているので、当委員会からの意見として、意見交換の機会があった際には伝えさせていただければと思う。

○委員長：

本日の資料は、市の事業が一覧になっていてわかりやすい。実施してみて発生した問題については、今後の委員会で総括できればいいかと考えている。

最後に、「平成27年度 第2次西東京市農業振興計画における検討事項について」について、事務局より説明を求める。

○事務局：
（資料3の説明）

○委員長：
委員の皆さまの意見を伺いたいが、農産物キャラクターの活用について何か意見はあるか。

○事務局：
補足説明をさせていただく。キャラクターデザイン自体は元々あったが、今回のめぐみちゃんブランド普及啓発において、国の補助金交付事業を活用し、単色だったものをカラー化した。市としても各種事業でPRを行っていくが、例えば農業者が販売する農産物がより目立つようにも活用してもらえればと考えており、JAにもデザインを提供したところである。具体的な活用方法等について、委員皆様からの意見を伺いたい。今後の委員会の中でも、活用については報告を継続していく。

○委員長：
小さい子どもが喜びそうなデザインだと感じるが、直接子どもに触れてもらう場面は設けられるか。学校給食等で市内の農産物が使われる際に、児童に触れてもらえればいい経験となるのではと思う。

○委員：
市内の学校の栄養士が書く献立表に、地元産野菜を使う際には使用してもらおうといいのではないかと思う。教育の現場では、よく広がると思う。

○事務局：
給食だよりでの活用等も、検討していきたい。

○委員：
所属している生産組合で、今年度出荷用の段ボールを改変したが、新しいデザインも取り込んだ。今後も農業者の立場で、活用していきたいと思う。学校給食については、市内では各農業者が独自に実施しているものなので、農業者同士で団体を作るなどが必要だと感じている。安定して出荷できるようになれば、農産物キャラクターもこれまで以上に活用できるようになると思う。また、JAにも直売所が新設されたので、キャラクターとの連携も積極的に活用していきたい。

○委員：
子どもたちが親しみを持てるような活用ができればいいと思う。目につくような活用はできないか。

○事務局：
農業者に資材等で活用していただく部分については、補助金も活用しているところである。農業に関する部分以外の使用については一定のルールを設けているが、自治体が自己満足的に活用するためのキャラクターではない、というところを前提とした上で、多角的な活用を検討していきたいと考えている。

○委員長：

次に、市民農園の利用料改訂について意見を伺いたい。

○委員：

参考資料にある他市の市民農園のマニュアルは、非常によくできていると思う。都市部と郊外部という違いはあると思うが、農産物そのものの勉強ができるような冊子は、非常に便利である。

○委員長：

東京都の他の自治体において、このようなマニュアルはあるのか。

○委員：

各市独自で、というものはほとんどない。

○委員：

以前、個人的に作ったことがあるが、費用がかさんで大変だった。

○委員：

市民農園の位置付けとしては、自分で独自に勉強してするというのが大事なところではないかと思うので、ここまで詳細に方法を記す必要があるかというところは疑問である。

○委員：

作物の作り方は、インターネット等色々なところで見ることができる。支柱の立て方等も、人によって違うやり方があるというのも、面白い部分だと思う。

○委員：

手厚すぎるマニュアルは、過剰サービスにも繋がりがねないのではないか。市主催のイベント等についても同じだが、本来、サービスを受けるのであれば参加費用等が発生するということが普通なのではないか、と個人的には思っている。

○事務局：

市民農園の付加価値ということで、今年度は予算を組んでいる。現在の市で配布している心得は、使用方法について注意喚起をしている、というところに留まっている。本日の意見を踏まえて、ある程度記載内容を絞り、マニュアル案を作成していく。

○委員：

想定しているページ数が少ないという事なので、これまでの心得の内容や、畑の土づくり等の基本的な管理方法、果菜類の作付について多少触れる等の程度とし、基本的には周囲に迷惑がかからないやり方を紹介する、という記載内容でいいのではないかと思う。マニュアルを作ることで、市民農園を利用する人が、基本的な管理については自分自身で行えるような仕組みができればいいと思う。

○事務局：

マニュアルのコンセプトを考え、一定の整理をしていきたい。

○委員長：

市民農園は、常に何らかの農産物が作付けされた状態なのか？

○委員：

切替の時は、何もない状態になると思う。

○委員：

期間限定で収穫方法を教えてもらえるような機会が設けられているなど、人同士の繋がりというものがあるのもいいと思う。

○委員長：

本日、各委員から出た意見を、事務局に集約してもらえればと思う。他に何か意見はあるか。

(発言なし)

無いようなので、これで議題については、終わりとする。

次回の委員会開催予定について、事務局に説明を求める。

○事務局：

今回は、年明けの開催を予定している。委員皆様の予定を確認した上で調整させていただく。また、会議録は、郵送により確認させていただく。

○委員長：

以上で、委員会を終了する。

《閉会》